

佐倉市防災アセスメント調査等業務委託

公募型プロポーザル実施要領

佐倉市 危機管理部 危機管理課

内容

1 業務の説明	1
(1) 業務名称	1
(2) 業務の目的	1
(3) 業務の場所	1
(4) 履行期間	1
(5) 業務内容	1
(6) 契約方法	2
(7) 委託限度額	2
(8) 支払方法（消費税及び地方消費税の額を含む。）	2
(9) 担当	2
(10) 企画提案書及びプロポーザル時における言語、通貨及び単位	2
2 参加申込	2
(1) 参加資格	2
(2) 参加申込	3
(3) 参加申込書提出後の辞退	6
(4) 提出書類の取扱	6
3 企画提案書	7
(1) 企画提案書の書式	7
(2) 企画提案書の制限	7
(3) 提案のための費用負担	8
(4) 企画提案書の取扱	8
4 事業スケジュール	8
5 質問及び回答	8
(1) 質問書の提出	8
(2) 質問に対する回答	9
6 審査方法	9
(1) 審査	9
(2) 審査手順	9
(3) 失格	12
(4) その他	13

7 契約方法	13
(1) 詳細協議の実施	13
(2) 契約に関する手続き	13
(3) 協議が不調となった場合の措置	13
(4) 2次審査選定後における辞退	13
(5) 契約の解除	13

1 業務の説明

(1) 業務名称

佐倉市防災アセスメント調査等業務委託

(2) 業務の目的

佐倉市（以下、「本市」という。）は、平成24年度に「佐倉市防災アセスメント調査」（以下、「アセス調査」という。）を実施し、この調査を基に、本市の災害対策の基本である「佐倉市地域防災計画」や「地区別防災カルテ」を作成している。しかしながら、調査から10年以上が経過し、本市が作成している各種資料に、現状の建物・人口等が反映できていない課題がある。

昨今、大型台風や地震等の大規模災害が頻繁に発生しており、震災時の被害予測や自治体対応の重要性は益々高くなっている。

このような現状を踏まえて、「佐倉市防災アセスメント調査等業務委託」（以下「本業務」という。）は、千葉県が実施している最新の「千葉県地震被害想定調査」（以下、「千葉県調査」という。）等を基に、本市に大きな被害をもたらす可能性のある自然災害等について、市民の安全と安心して過ごせるまちづくりを実現させるため、最新の科学的知見と地域社会に関する最新のデータに基づく被害想定調査等（防災アセスメント調査）を実施し、これらのデータを用いて、本市の実態に即した「佐倉市防災アセスメント調査報告書」及び「佐倉市地域防災計画」の改訂を実施するものである。

(3) 業務の場所

佐倉市海隣寺町97番地

(4) 履行期間

契約日から令和9年3月31日（水）まで（繰越明許事業）

(5) 業務内容

別紙「佐倉市防災アセスメント調査等業務委託技術提案仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりだが、契約時における仕様書は、契約候補者として特定された者の企画提案内容に応じて変更することができるものとする。

(6) 契約方法

公募型プロポーザル方式による随意契約

(7) 委託限度額

26,158,000 円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

※委託限度額は、本業務の規模を示すものであり、契約時の予定価格を示すものではないことに留意すること。

(8) 支払方法（消費税及び地方消費税の額を含む。）

契約候補者との協議により決定するものとする。

(9) 担当

本件に係る問い合わせ先や各種書類の提出先は、以下とする。

ア) 担当部署 佐倉市 危機管理部 危機管理課 防災班

イ) 所在地 〒285-8501 千葉県佐倉市海隣寺町9 7 番地

ウ) 連絡先 (電話) 043-484-6131 (FAX) 043-486-2502

エ) 電子メール bosai@city.sakura.lg.jp

(10) 企画提案書及びプロポーザル時における言語、通貨及び単位

ア) 言語 日本語

イ) 通貨 日本国通貨

ウ) 計量法（平成4年法律第51号）に基づく単位

2 参加申込

(1) 参加資格

本業務のプロポーザルに参加する提案者は、公告日から契約の候補者決定の日までの間において、次の要件の全てを満たすものとする。

ア) 公告日において、令和6・7年度佐倉市入札参加資格者名簿（委託）のうち、「調査・計画」に登録されている者であること。

イ) 公告日から契約の候補者決定の日までの間において、次の要件のいずれにも該当しない者であること。

- ①佐倉市建設工事請負業者等指名停止措置要領（平成4年5月1日制定）に基づく指名停止、又は佐倉市建設工事等暴力団対策措置要綱（平成11年11月25日制定）に基づく指名除外を受けている者

- ②地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者
 - ③手形交換所による取引停止処分を受けてから 2 年間を経過していない者、又は本公告日の前 6 か月以内に不渡り手形若しくは不渡り小切手を出した者
 - ④会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者
 - ⑤民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者
- ウ) 単独企業であること。ただし、当該業務を協力企業等に再委託等することを妨げない。なお、再委託等する場合は、業務の全部、又は主要な部分（総合的な企画、業務遂行管理等）を再委託しないこと。
- エ) 平成 27 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日の間に官公庁が発注した地域防災計画の作成（修正・改訂等含む）及び防災アセスメント調査を元請けとして受注し、完了した実績を有する者。

(2) 参加申込

本業務への参加希望者は、下記の方法により書類を提出すること。

ア) 提出書類及び提出部数

書 類	様式番号	提出部数	サイズ	枚数	留意事項
① 参加申込書	様式 1	正本 1 部 副本 不要	A4	1 枚	
② 会社概要書	様式 2	正本 1 部 副本 13 部	A4	適宜	・ ISO 規格及びプライバシーマークの取得をしている場合、証明できる書類の写しを添付すること。

					<ul style="list-style-type: none"> ・ ISO 規格の取得が一部部署の場合、取得部署がわかる資料を様式任意で添付すること。 ・ 別途、会社概要がわかる資料（パンフレット等）があれば添付すること。
③会社業務実績書	様式 3	正本 1 部 副本 13 部	A4	適宜	関連業務の実績が証明できるもの（契約書又はテクリスの写し等）を添付すること。なお、契約書の写しを提出する場合は、契約書の鑑（発注機関名及び受注者名、契約期間が証明できる部分）及び仕様書のみとし、約款や設計書等が記載されている部分の提出は不要とする。
④ 技術者の経歴・業務実績書	様式 4-1 様式 4-2 様式 4-3	正本 各 1 部 副本 各 13 部	A4	適宜	<ul style="list-style-type: none"> ・ 資格を有していれば、資格者証の写しを添付すること。 ・ 本様式に記載した者を、本業務の従事者とする。

					・複数人の技術者が本業務に従事する場合は、従事する者全ての分を提出すること。
⑤ 企画提案書	様式任意	正本 1部 副本 13部	A4	15～ 25頁	「3 企画提案書」を参照すること。
⑥ 見積書（値引き表示は無効）	様式任意	正本 1部 副本 13部	A4	適宜	・必要経費を算出の上、会社印及び代表者印を押印すること。 ・見積書の内訳を添付すること。
⑦ 登記事項証明書 ※法人の場合 （提出前3か月以内に発行されたもの）	原本	正本 1部 副本 不要	-	-	
⑧ 法人税、消費税及び地方消費税、法人市民税、固定資産税の納税証明書（過去1年分）	原本	正本 各1部 副本 不要	-	-	

イ) 提出期限

①提出書類（①～③） 令和7年8月 6日（水） 午後5時必着

②それ以外 令和7年8月13日(水) 午後5時必着

ウ) 提出方法

- ①正本及び副本の提出方法は、全て同じとすること。
- ②提出期限までに、危機管理課に連絡の上、持参又は郵送すること。
- ③提出書類は、全て A4 縦版フラットファイルに綴じ込むこと。
- ④表紙に業務委託名、会社名を記載し、インデックスを貼付するなど整理をすること。
- ⑤表紙には、正本の場合は「正本」、副本の場合は「副本」と明記すること。
- ⑥提出書類の全てに記載されている提案者の名称について、黒塗りにする必要はない。
- ⑦全ての提出書類を PDF データにし、CD-R に入れたものも 1 枚提出すること。
- ⑧受付は、開庁日の午前 9 時から午後 5 時までとする。
- ⑨郵送で提出する場合、提出期限内に必着とし、発送後であっても未着の場合は提出がなかったものとみなす。郵便事故等の本市及び提案者の責めに帰さない事由により未着となった場合も同様の扱いとするため、持参や、電話による到着確認の実施を推奨する。

(3) 参加申込書提出後の辞退

参加申込書の提出後に辞退する場合は、速やかに「参加辞退届」(様式 5)を事前連絡の上、提出すること。なお、提出資料は返却しないものとする。

(4) 提出書類の取扱

- ア) 応募に関する全ての書類の作成及び提出、協議に係る費用は提案者の負担とする。
- イ) 提出書類は一切返却しない。また、本市は企画提案募集以外の目的で提出書類を使用したり、情報を漏らしたりすることはない。ただし、提出書類に対し、佐倉市情報公開条例(平成 13 年 3 月 28 日条例第 2 号)に

基づく開示請求があった際は、同条例に基づき、開示請求者に開示する
場合がある。

- ウ) 提出書類の著作権は、それぞれ提案者に帰属する。ただし、本市は企画
提案の審査及び本業務の契約執行のために必要な範囲で、提出書類の
全部又は一部を使用又は複製できるものとする。
- エ) 提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国及
び日本国以外の国の法律に基づき保護される第三者の権利の対象となっ
ている意匠、デザイン、設計、施工方法、工事材料、維持管理方法など
を使用した結果生じる責任は、提案者が負うものとする。
- オ) 提出した書類の内容の追加又は変更は、原則として認めない。ただし、
提出書類に抜漏又は不明確な表示等があり、かつ、本市が変更を認めた
ときはこの限りではない。
- カ) 提出書類に疑義等がある場合、問合せする必要があるため、担当者名及
び連絡先は必ず明記するようにすること。

3 企画提案書

(1) 企画提案書の書式

- ア) A4 横書き表示とし、用紙下部にページ番号を付すること。
- イ) 業務名、事業者名を記載した表紙、目次を付すること。
- ウ) 用紙方向は任意とする。
- エ) A3 サイズの図面等がある場合は、A4 サイズに折り込むこと（A3 サイズ
を使用する場合については、A4 サイズ2枚分として取り扱うこととす
る。
- オ) 片面両面は問わない。
- カ) 用紙は任意とし、カラー白黒等の色の指定はしない。

(2) 企画提案書の制限

- ア) 企画提案書は、一案に限ることとする。
- イ) 表紙及び目次を除き、A4 サイズ15ページ以上、25ページ以内の構
成とすることとする。

ウ) 用紙方向が縦長の場合は用紙左側に、用紙方向が横長の場合には用紙上側（それぞれ綴る側）に25mm以上の余白を設けることとし、文字サイズは、12ポイント以上を使用するものとする。ただし、図表についてはこの限りではない。

(3) 提案のための費用負担

本業務の企画提案に要する費用は、全て提案者の負担とする。

(4) 企画提案書の取扱

「2 参加申込」の「(4) 提出書類の取扱」に記載されているとおりとする。

4 事業スケジュール

区分	項目	日程
募集	公告	令和7年7月14日(月)
	質問書の提出期限	令和7年7月24日(木)
	質問書への回答	令和7年7月31日(木)
	参加申込書等の提出期限	令和7年8月6日(水)
	参加資格確認結果の連絡	令和7年8月8日(金)(予定)
	企画提案書等の提出期限	令和7年8月13日(水)
審査	1次審査	令和7年8月18日(月)(予定)
	1次審査結果の通知	令和7年8月22日(金)(予定)
	2次審査(プレゼン)	令和7年9月22日(月)(予定)
	2次審査結果の通知	令和7年9月下旬(予定)
契約	契約締結	令和7年9月下旬(予定)

※上記スケジュールは変更となる場合がある。

5 質問及び回答

(1) 質問書の提出

本業務に関して質問がある場合は、様式6「質問書」により提出すること。

ア) 提出方法

電子メールのみとする。(宛先 bosai@city.sakura.lg.jp)

※質問書の提出は、件名に【[会社名]:佐倉市防災アセスメント調査等業務委託質問書】と記載すること。

※提出したときは、行き違い防止のため、提出した旨の電話連絡を行うこと。

イ) 提出期限

令和7年7月24日(木) 17時00分までに必着とする。

(2) 質問に対する回答

質問書に対する回答は、令和7年7月31日(木)までに本市ホームページに掲載する。

なお、質問の内容により、事業者選定の公平性を保てない場合には、回答しないことがある。

6 審査方法

(1) 審査

ア) 審査は、本市が設置する佐倉市防災アセスメント調査等業務委託事業者選定委員会(以下、「選定委員会」という。)において、別に定める提案評価基準に基づき審査する。

イ) 選定委員会は、市職員で構成する。

ウ) 選定委員会が、必要があると認めるときは、学識経験者等に会議等への出席を求め、意見等を聴くことができる。

(2) 審査手順

審査は2段階で行い、1次審査は書類審査、2次審査はプレゼンテーション及びヒアリングによる審査とする。

ア) 共通事項

- ① 1次審査及び2次審査の評価項目は同一とし、2次審査時の採点は、1次審査の採点結果を踏まえて総合的に評価する。

- ②提案者の数が4者以上となった場合は、1次審査において上位3位以内に入った者のみ、2次審査の対象とする。
- ③提案者の数が3者以下となった場合は、1次審査を省略し、全ての評価項目を一括してプレゼンテーション及びヒアリングによる審査時に行うこととする。
- ④1次審査及び2次審査のいずれかの場合でも、審査の結果、総評価点が提案評価基準の全体の6割に満たない場合、その時点で失格とする。
- ⑤提案者が1者であっても、審査方法は変更しないものとする。

イ) 1次審査（書類審査）

1次審査は、提出書類を用いて、参加資格等の諸条件を満たすかどうかや、企画提案書の内容について審査を行うものとする。1次審査の結果は、参加申込書に記載された担当者宛てに、電子メールにて通知する。

①審査方法

提出書類の確認後、提出書類にて確認できる項目を、「別表 佐倉市防災アセスメント調査等業務委託 評価基準表」（以下、「評価基準表」という。）に基づいて、選定委員会の各委員が提案者ごとに評価点を算出し、各委員の評価点を合計したうえで委員の数で除した数値を総評価点とする。

なお、算出した際に小数点以下の数値が生じた場合は、小数点以下第2位を四捨五入し、小数点第1位まで求める。

順位は、同一得点となった者が複数となった場合には、見積金額がより安価である者を上位とする。また、見積金額も同額であり、上位3位以内に入るものが複数となった場合は、その全ての者を2次審査の対象とするものとする。

②結果通知

令和7年8月22日（金）（予定）に、参加申込書に記載された担当者宛てに、電子メールにて通知する。

ウ) 2次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）

2次審査は、1次審査の上位3者を対象に、選定委員会の各委員が提出書類、プレゼンテーション及びヒアリングの内容について評価を行う。ただし、1次審査の結果、上位3位以内で同一得点となり、見積金額も同額である者が複数となった場合には、その対象になった全ての者も2次審査を行うものとする。

詳細は以下のとおりとする。

①開催日時

令和7年9月22日（月）（予定）

②開催場所

佐倉市役所（当市指定場所。詳細は、参加申込書に記載された担当者へ別途連絡する）

③開催時間

55分（各提案者につき準備時間は5分とし、20分以内のプレゼンテーションの後、30分程度の質疑・応答を行うこととする）

④機材等

パワーポイント等を使用する場合に必要な機材はすべて、提案者で用意すること。なお、プロジェクター及びスクリーン、配線（HDMIケーブル等）は市で用意する。詳細は、提案者に別途連絡する）

⑤出席人数

1提案者あたり最大3名以内（プレゼンテーションを行う者を含む）で、提案内容の質疑に回答でき、本業務を担当する者とする。

⑥提案内容の説明

提案した企画提案書等に基づいて説明すること。なお、使用するプレゼンテーション用資料は、企画提案書の提出期限で提出したものを見えやすいように修正することは認めるが、新たな情報等を追記することは認めないものとする。

⑦審査方法

提出書類の確認後、提出書類にて確認できる項目を評価基準表に基づいて、選定委員会の各委員が提案者ごとに評価点を算出し、各

委員の評価点を合計したうえで委員の数で除した数値を総評価点とし、最も高い点数の提案者を契約候補者とする。また、次点の提案者を次点候補者とする。

なお、算出した際に小数点以下の数値が生じた場合は、小数点以下第2位を四捨五入し、小数点第1位まで求める。

順位は、同一得点となった者が複数となった場合には、見積金額がより安価である者を上位とする。また、見積金額も同額である場合には、くじ引きにより決定する。

⑧結果通知予定日

審査の結果については、結果の如何に関わらず令和7年9月下旬（予定）に、参加申込書に記載された担当者宛てに電子メールにて通知し、併せて、本市ホームページに掲載する。

(3) 失格

次のいずれかに該当する場合は、該当することが分かった時点で審査を取りやめ、失格とする。

- ア) 定められた提出書類等の提出方法、提出先及び提出期限に適合しない者
- イ) 提出書類等の作成形式及び本要領2（1）参加資格に定める留意事項に示された事項に適合しない者
- ウ) 1次審査及び2次審査のいずれかの場合でも、審査の結果、総評価点が提案評価基準の全体の6割に満たない者。
- エ) 提出書類に虚偽の記載をした者、または虚偽の申請により提案資格を得た者
- オ) 契約候補者等の選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った者
- カ) 企画提案書等の提出期限後に、見積書及び見積内訳書内の金額の修正を行った者
- キ) 1次審査を通過し、2次審査に出席しなかった者
- ク) 見積書の金額が、本要領1（7）に定める委託限度額を超過した者

ケ) 前各号に定めるもののほか、佐倉市または選定委員会が不適合と認め
た者

(4) その他

審査の経緯及び審査内容に関する問合せ、審査結果に対する異議申し
立ては受け付けない。

なお、選定されなかった者については、選定されなかった理由の説明を
求めることができる。説明を求めるときは、通知を受けた日の翌日から起
算して7日以内に書面（様式自由）により、電子メールにて請求するこ
と。

(宛先 bosai@city.sakura.lg.jp)

7 契約方法

(1) 詳細協議の実施

提出書類とプレゼンテーション及びヒアリングの内容に基づき、契約内
容に関する協議の上、双方合意に至った場合、随意契約により契約を締結
する。

(2) 契約に関する手続き

契約手続きは、佐倉市財務規則（平成元年佐倉市規則第6号。以下「財
務規則」という。）の定めるところに行い、別紙「業務委託契約書（案）」
を使用する。契約保証金については、財務規則第147条による。

(3) 協議が不調となった場合の措置

契約候補者との契約に関する協議において合意に至らなかった場合に
は、次点候補者との協議を行うものとする。

(4) 2次審査選定後における辞退

2次審査において契約候補者に選定された者が、正当な理由なく協議又は
契約を辞退する場合は、佐倉市建設工事請負業者等指名停止措置要領に基づ
く指名停止等の処分を行う場合がある。

(5) 契約の解除

契約締結後において、受注者に本提案における失格事由（「2 参加申込」「(1) 参加資格」に掲げる要件を一つでも満たさないこととなる事由をいう。）、不正又は虚偽記載と認められる行為が判明した場合は、本市は契約を解除できるものとする。